

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 福島県
農業委員会名： 福島市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和元年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,800	4110				6910
経営耕地面積	2,173	2975	705	117	1770	5148
遊休農地面積	180.5	550				730.5
農地台帳面積	3424	7860	5675	2181	4	11284

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,960
自給的農家数	2,047
販売農家数	3,913
主業農家数	962
準主業農家数	715
副業的農家数	2,236

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,701
女性	3,242
40代以下	763

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	483
基本構想水準到達者	178
認定新規就農者	18
農業参入法人	27
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	18
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	4
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	36	36	7

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,010 ha	2,517.3ha	35.9 %
課 題	荒廃農地が年々増加する一方、農業就業者の高齢化、後継者不足等により耕作者が不足している状況にある。また、農地の分散錯圃等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3,230ha (H32目標値)	2,033.9ha	50 ha	63.0 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地流動化地域総合推進事業や農地利用円滑化事業等を随時活用し、利用集積を促進する。
活動実績	農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体を通じての利用権設定は随時、また6月・9月・2月にそれぞれ4日間、農用地利用集積計画による利用権設定の同意取りまとめを行い、利用集積を促進した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	前年度よりも利用集積に向けた取り組みを強化し進めることができた。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員等が集積に関わって成果を上げつつある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	18 経営体	16 経営体	19 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	13.47 ha	12.58 ha	13.1 ha
課題	原発事故関係の風評が未だ残るなか、新規学卒者やUターン就農希望者、また親族に農業者がいない新規参入希望者などの情報収集をどのように行うべきか。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
18 経営体	12 経営体	66.7 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
13.1 ha	7.6 ha	58.0 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地流動化地域総合推進事業や農地利用円滑化事業等を随時活用し、利用集積を促進する。
活動実績	4月に1日、5月に1日、6月に2日、7月に1日、8月に1日、9月に1日、10月に1日、11月に1日、12月に1日、1月に3日、2月に1日、3月に2日、それぞれ個人・法人の新規参入希望者に営農開始のための手続きについて指導・支援した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入目標の年平均と比較すると目標の達成とはいかなかったが、今後の新規参入経営体の増加に期待したい
活動に対する評価	新規参入者が円滑に参入できるように支援しているものの、引き続き農業委員等により地域全体での支援体制が必要である

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,037.1 ha	516.5 ha	7.3 %
課 題	農業従事者の高齢化、担い手不足また、有害鳥獣による被害の拡大が農業意欲を低下させ、遊休農地が一層増加すると考えられる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
35 ha	11.7 ha	33.4 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	調査方法	36人	7月～9月	10月～11月
1 農地法第30条に基づく利用状況調査実施計画を策定し、計画に基づき農地パトロールの一環として行うこととし、担当地区農地利用最適化推進員を中心とした体制で実施する。					
2 農地法第3条第3項及び基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況、納税猶予特例農地の利用状況について調査する。					
3 問題事案が発生した場合、担当地区農業委員及び事務局職員が随時調査を行う。					
農地の利用意向調査	調査実施時期:12月～1月				
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		36人	7月～9月	10月～12月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	2月	調査結果取りまとめ時期	3月～6月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	449 筆	調査数:	745 筆
		調査面積:	50 ha	調査面積:	81 ha
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域の重点的な調査について、ほぼ目標に近い達成率となった。また、遊休農地の所有者への指導及び利用意向調査を行った。
活動に対する評価	遊休農地の所有者等への指導は確実に進展し、理解されつつある。今後、意向調査を行った農地について再調査を行うなどの追加調査も進めていく。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	7,010 ha	0.32 ha
課 題	遊休農地の増加に伴い、残土などの不法投棄などが農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。特に山間地域は農業者の目も届かないために違反転用の発見が遅れる。長期化することで是正にいたらないことが考えられるので、重点的な監視活動及び処理が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.32 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地利用最適化推進委員等による随時の調査及び農地転用許可制度の周知、早期発見と指導により解消・防止を図る。
活動実績	1. 農業委員、地域住民からの通報等による違反事案に対しての速やかな是正に努めた。 2. 違反転用の発生防止に向けた取り組み (1)5月、9月、1月の広報誌を利用した農業者への広報活動を行った。 (2)各種会報等で農業者に対し、違反転用情報の提供を呼びかけた。 (3)利用状況調査と併せて重点地域でのパトロール、必要に応じては随時現地調査を行った。
活動に対する評価	農地転用許可制度の周知、早期の発見と指導により適正な管理はできている。転用申請の際には併せて違反転用の指導に努め、解消につながっている。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 142 件、うち許可 142 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申請の際、内容聴取のほか、区域担当農地利用最適化推進委員と事務局職員による事前の現地調査を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	区域ごとに設置(7区域)されている区域協議会において、事前の審議を行い、総会へ送致。総会において、関係法令・審査基準及び申請理由等を詳細に説明。必要に応じて担当農業委員から補足説明を受ける。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	178 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を調整し、ホームページで公表している。また、農業委員会事務局窓口においても縦覧に供している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	厳正・適切な事務遂行のために区域協議会での事前審査を経て、総会に上程しており、今以上の短縮は難しい。			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 1 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申請の際、事業計画の詳細な内容の聴取、区域担当農業委員による申請者からの内容の聴取及び現地確認等の事前調査を行う。また、必要に応じた事務局職員による現地調査も実施している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	区域ごとに設置されている区域協議会において、事前の審議を行い、総会へ送致。総会において、審査基準等を調査書にて説明し、担当農業委員会から現地調査、申請地の周辺状況等を踏まえた意見聴取後、審議される。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を調製し、ホームページで公表している。また、農業委員会事務局窓口においても縦覧に供している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	県知事許可案件については、事前協議を綿密に行うことにより標準処理期間内の処理を行う。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		32 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		30 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		6 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		24 法人
	提出しなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・督促継続中(20法人) ・活動休止中(6法人) 	
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き督促を行い、報告書の提出を求める。 ・休業中の法人については、事業再開後に、報告期日に提出するよう指導。 	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	特になし	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 343 件	公表時期 令和元年 5月
		情報の提供方法:ホームページへの掲載及び印刷物作成	
	是正措置	特になし	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 417 件	取りまとめ時期 平成31年 3月
		情報の提供方法:農業委員会事務局で縦覧に供している	
	是正措置	特になし	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	6,910 ha
		データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補完調査を踏まえ、随時更新	
	公表:農地台帳自体の公表はしていない		
	是正措置	特になし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

<p>農地利用最適化等に関する事務</p>	<p>〈要望・意見〉 山間地の集積及び耕作不可能な、有効活用できない農地について対応を検討してほしい。</p> <p>〈対処内容〉 現状が森林のような状態で、農地への復元が困難であり、農地に復元しても周辺の状況から継続して農地として利用することができない場合には、非農地と判断できることもあるので個別に相談されたい。</p>
<p>農地法等によりその権限に属された事務</p>	<p>〈要望・意見〉 営農型発電設備の一時転用期間を3年以上の長期にしてほしい。</p> <p>〈対処内容〉 農水省通知により、一定の条件を満たす場合は一時転用許可期間が10年以内に変更されたことから、個別に相談されたい。</p>

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

<p>提出先及び提出した意見の概要</p>	<p>1 農業振興対策全般 3 有害鳥獣被害防止対策 5 農業経営支援対策 7 女性農業者の活躍にむけた取り組み 9 安全・安心な農産物のPR活動の強化 11 再生可能エネルギー支援 13 新種子法の制定要望</p>	<p>2 耕作放棄地解消施策 4 農作物の被害対策 6 農業後継者、新規就農者支援対策 8 放射能汚染対策と損害賠償継続 10 福島大学農学系学類との連携 12 太陽光発電の普及に伴う農地に及ぼす影響 14 農業委員会事務局職員の増員</p>
-----------------------	--	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

各区域意見交換会等